

持続可能な調達ワーキンググループ（第23回）

議事録

※議事録では「ワーキンググループ」を「WG」と記載しております。

日時：平成30年7月3日 13:30～16:00

会場：組織委員会虎ノ門オフィス 会議室

1. 本日の議事その他について

事務局：本日の議事については次第のとおり。木材の調達基準について改めて検討する1回目となるが、本日は木材を巡る課題やリスクに関するヒアリングの回としたい。3名の方から説明していただき途中で休憩をはさむ予定。その前にこれまでの経緯や検討体制について、事務局からの説明も入れる。

2. 木材の調達基準の検討について

事務局：まず、今回の検討に当たって、木材の調達基準に係るこれまでの経緯や、特別委員のご紹介も含め、今後の検討に当たっての体制などについてご説明する。

事務局より資料2に沿って説明

富田：今回を含めて5回で見直しを行うとのことだが、これでは建物関係の調達が終わってしまうのではないかと。仮に、見直しになったとき間に合うのかというのが1点。また、仮にオリ・パラに間に合わなくても、冒頭のところに、東京都やJSCが調達基準を尊重した調達を実施と書いてあるので、そちらにレガシーが残っていけば意味はあるのではないかと思うが、尊重した調達という意味がどのくらいちゃんとコミットされているのか。

事務局：先に、東京都や国の方で尊重してという点だが、基本的には、我々が作った調達基準と同じような形で調達していただいている。ただ、東京都や国がやるすべてのものというのではなく、東京大会に関連するものについて、そういう調達をしていただいているという状態。あと、今後の組織委員会の発注というところだが、正直、大きな工事物で木材をたくさん使うような工事は、もうすでに始まっているか、あるいは、もうすぐ手続きが始まっていくような状況であり、これから取りまとめを今年の秋冬を目指してやっていくという中で、それ以降に木材をたくさん使う案件を具体的に紹介することは正直できない。ただ、規模の大小によらず、2020年まで調達は発生するし、その中で木材の調達はどこかしらで発生してくると思っている。

事務局：では、ヒアリングに移っていききたいと思うが、まず3名の方を紹介したい。

最初に、レインフォレスト・アクション・ネットワークの川上豊幸さんに、木材に関する課題全般についてご説明いただく。その次に、ウータン・森と生活を考える会の石崎雄一郎さんに

森林認証制度の課題についてご説明いただく。石崎さんには先日大きな地震のあった大阪から来ていただき感謝している。最後に、ディーブグリーンコンサルティングの靱井まりさんに木材調達におけるデュー・ディリジェンスや違法材のリスクについてご説明をお願いしている。

ご説明はそれぞれ 20 分以内で願います。

では、川上さんにご説明をお願いする。

川上氏より資料 3-1 に沿って説明

事務局：では、次に石崎さんにご説明願います。

石崎氏より資料 3-2 に沿って説明

事務局：では、次に靱井さんご説明願います。

靱井氏より資料 3-3 に沿って説明

事務局：ここで休憩としたい。

休憩 10 分

事務局：これより再開する。

秋月：では、これまでの説明に関して、ご質問・ご意見があれば願います。

小西：ご説明に感謝する。今回見直しを PDCA サイクルの一環として行うことになった理由としては、最初に作った木材の調達基準がありながら、国立競技場で問題が起きてしまったことを直視しなければいけないかなと思っており、川上さん、石崎さんからご覧になって、今回のサラワクの問題点をもう一度具体的な例でお話しいただけないかと思っている。そして、今ある調達基準のどこに不備があったからこういう結果になってしまったのかということについて、お考えを伺えればと思う。

川上：あの件については、さきほど追加でコピーを配ったものが 2 枚あると思うが、2 枚目のグローバルウィットネスという団体の「マレーシア熱帯林破壊と日本」と書かれたものをご覧ください。2015 年の 11 月のもので、木材調達方針が策定される 2016 年より前に、組織委員会の方々にも情報提供した。特に、サラワク州は問題で、問題企業があり、持続可能性という意味で非常にリスクが高く、実際日本にもたくさん（木材が）利用されていたので、具体的な事例を示してグローバルウィットネスという NGO が問題を指摘していた。この配布資料はサマリーのところだけのコピーだが、これだけではなく、伐採状況の地図などの絵をつけて出していた。そのため、こうした問題は、事前に、ご理解いただけたのかなと考えていたが、実際の建設現場で確認したところ、その資料において問題なので気をつけてくださいと指摘していた会社のもが使われていた。こうした具体的なリスク情報を示してお知らせして、その後に調達方針ができたわけだが、現行の調達方針では、クリアできなかった。つまり、問題に対応できな

かった。問題の大手企業については、この中に書いてあるが、違法伐採にも関わっていたし、川沿いは伐ってはだめだということをして伐っていたりというのが見つかったり、先ほど説明したハート・オブ・ボルネオからの材も、ローリスクと評価されて、PEFC材にも入るようになっていたし、ロングジェイク村という先住民族の方々が30年来ずっと土地を巡って、闘かっているような材もPEFCにローリスクと判断されるような地域もある。それは、結果として後でPEFC認証材だとわかったわけだが、そもそもそういうリスクのあるような企業なので、問題だと。なぜ問題になったのかということもそういうこと。

小西：問題があると指摘されていた企業のものを使っていたから問題というご説明以上に、具体的に今回使われていた木材の原産地で何が起きているかという具体例が聴きたいなと思った。

石崎：私の資料では2ページのPEFCの主な課題というところで書いたのがその問題で、認証という観点からいくと、PEFC認証は3割が認証でなくてもよいものを使えるのだけれども、そこに、1次林がないという理由で、2次林が使えるという解釈ができる。それが、天然林に近い豊かな森であり、もちろんそこに住んでいる先住民の人の人権を脅かすものになり得るというものが混ざってしまうので、認証だけ見たら認証をとっていたのだが、詳しく調べたらそういうリスクがあったということが見抜けなかったのかなと思う。NGOから見ればサラワクの問題は何十年も続いている問題で、ずっと州首相が何十年も変わらずに腐敗政治をし続けて、何兆円も懐にお金を入れて、すべての企業、関係者、政治家は自分の親戚みたいところなので、そういった企業がビック6から大きな会社につながっているのだが、そういう観点からすれば、当然リスクがあることはわかっていた。しかし、そういった長い歴史の中で、ここ数年その問題に対処するために一部認証も使っていけないといけないということで、このMTCSとかがスキームを使っていて、それをちょうど取ったのがS社。そこだけ見ると認証取っているが、長い歴史から見ると、どう考えてもリスク高いところを取っているということは、詳しく調べればかなりリスクがある企業なのは、わかったはずでは。

小西：認証そのものの問題もさることながら、結局はある特定の地域のある特定の事業者が非常にリスクが大きいのかなという風に聞こえたが、そうすると、今回の具体的な行動の改善を図る場合には、そういったリスクが高い事業者さんのものを使うときには、よりデューデリをしっかりするみたいな、今までパームとか紙のコードでも入ってきた文言、そういったものをいれることによって改善が可能なのだろうか。

川上：私としては、サラワクは非常に問題があるということで、そこで、認証なのでちゃんとしてればいいが、私たちの理解では、あまりちゃんとしていないと思っている。ちゃんとしてないのに、ちゃんとしているとして認証を取っているということになるのは大問題で、ちゃんと確認するために、本来は確認するために認証があるので、リスクがあってもそこを確認できているので認証の価値があると思う。ところが、PEFCについては全部が全部ではないが、国によっていろいろ問題がある。PEFCはまず各国の認証基準の制度があって、それを相互承認して統括しているので、リスクの高いような国でのPEFCについては、その国の業界なり政府なりの影響を非常に大きく受けているので、そのままリスクが高いと評価すべき。なので、そこは各国ごとに切り分けて本来は考えるべきなのかなと思う。もしもFSCがあるとしたら話はまた別で、ただし、FSCだからと言って、それだけでクリアかといわれると、リスクが高い国については、やはりさらに確認が必要ではあるが、PEFCとは大分違うと考えられる。さきほど、ガ

バナンスの話をしていましたが、それぞれの認証制度のカバナンス状況は違うと私は認識している。同じ認証とはいっても、例えば、是正措置の対応状況、つまり、問題が発生した時に対応するかどうかについても PEFC と FSC では対応状況は違うと私は認識している。PEFC は各国があつての話で各国の認証制度が重要なので、そこは、さっきお話があつたように、企業にフォーカスするというのもひとつ重要なリスク評価項目だが、認証制度に頼るとのこと自体も、特にリスクの高い国の場合、PEFC については、私たちの観点だが、リスクは高い。認証を取得しているから、問題がクリアされているとはちょっと考えられないというのが、私の見方を反映しているかなと思う。

石崎：認証という話からいくと、今日お見せした WWF のツールはシステムというところでは、A と C と D で FSC と PEFC は違う。A はミッションとガバナンス、C は透明性、D は第三者評価の適切さと僕は訳した。やはりそこが低いと指摘されていたので、まあそのとおりかなと。サラワクというのは、FSC を 1 社も取れていないので、この評価を適切にしたら今後 1 社も取れない地域かなと感じている。

梶井：全体的に、調達基準を改定する必要があるのかなのか、もしするとしたらどういう風になるのかという観点から意見を述べさせていただくと、調達基準の 3 番目の「FSC、PEFC、SGEC による認証材については、上記への適合度が高いものとして原則認める。」としている文言のところをもう一度検討された方がいいのかなと思う。私の資料の 10 ページ目。あまり、説明をしなかったところだが、リスクアセスメントに必要な情報、文書がそろっているかということの他に、どこから、どれだけ、誰から買ったかという情報は、通常ちゃんとしたビジネスをしている企業であれば、把握しているはずのことなので、認証材であろうがなかろうがこれは情報としては、デューデリをやるうえでは当然持っているであろうし、持っていなければおかしいという基本情報だ。サラワクだとか、NGO が批判をしている地域というのは、調べればすぐにわかることなので、サプライヤーはチェックしていただいたほうがよい。次のフローチャートの「認証材」というところで「FSC または PEFC か」というところは、あえて FSC がいいとか、PEFC が劣っているとか全く出していない。FSC を推して会社のブランディングをしていく企業もあるが、認証というところは同じ扱いをされる企業もある。ここが「YES」である場合に、PEFC であっても FSC であっても、一旦、FM レベルに違法伐採問題だとか NGO のレポートだとかというものがなければチェックすることを確実にされることで、今の認証の問題はクリアできるのかなと思う

天野：専門外だが、認証のどれがいいとか悪いとか、あまり一義的に判断してしまうと、まずいのではないかという気がする。川上さんが 18 ページに出されているように、認証材というのは、認証に加えて調達元の情報を得ておく、あるいは、どこの会社が伐ったかという情報を得ておく、そこで、どのような問題があるかないかを個別の企業が判断するというところがあればいいので、現状の調達基準は、FSC、PEFC、SGEC による認証材について原則認めるということだが、デューデリジェンスの原理はついているということがちゃんとしていればこのままでもまずくないのではないか。ただ、デューデリジェンスをどうするかが大事。今日、製紙連合会のマニュアルを見せていただいて、これも原則認証材でフローの右に行くが、デューデリジェンスやってみるということか。それぞれのところで、3 段階か 4 段階で。

梶井：マニュアルにはそう書いてある。やらない場合のリスクは自社でとっていただく。

天野：そういう考え方のほうが、よいのではないかと思う。

川上：調達基準では、「原則」と書いてあるが、実際のオペレーションでは認証とっていれば OK という判断なので、認証とっているが、こういう問題がありますといった場合に、サプライヤーの側の方が認証とっていると言えれば終わりになってしまっていると認識している。よってそうではなくて、お話のように認証は取っていきようがまいが、その基準の方を現場で確認することが必要なのではないかと、ということであれば、そのとおりと私は思う。あまり基準自身がクリアになっていないという認識なので、チェックポイントのところのサプライヤーまで確認して、基準のほうをチェックしてくださいという風な提案になっている。

事務局：今の基準の「原則認める」という書きぶりについては、2年前議論した時に、認証ならばよいでしょうという中で、認証でも間違いが起きる可能性はなくはないので、絶対大丈夫ということではないという意味で「原則認める」という書きぶりをしたところ。あとはそれと併せて、認証材であろうがなかろうが我々が求める持続可能性の要件に合致していないという具体的な情報があれば言ってください、それを受けて対応します、という形にしている。

富田：同じような質問になってしまうかもしれないが、参考資料2にコンクリート型枠合板の調達状況についてというのがあって、製造地と区分というのが書いてあってこれを見ると、マレーシアというのが何箇所か出ていて、マレーシアのものは調達基準3に示す森林認証を取得した型枠合板であると書いてあるので、3の条件の認証材の要件を満たしていますという意味合いで、現時点の基準だと合格だというニュアンスだ。ただ、お話を伺っていると多分これはマレーシアの PEFC の認証だと思うが、認証はついているものの条件2の①～⑤の要件を満たされていないリスクが高いと考えている、という理解でよろしいか。

川上：認証材でも3割は非認証材を利用可能で、PEFC材の場合は、そもそも合法性レベルのリスクしかPEFCの規定で確認しなくていいことになっているので、だったらそこを追加的に確認しなくてはいけなくなるのではないかと。今の書きぶりで今の実施体制では、認証材と書いてあるものは3割が基準とは違っても OK ということにオペレーションでなっていると思うので、その改善がまずは必要。

富田：逆に言うと、調達基準4の認証材でない場合は、別紙1で示せという方が、①～⑤の適合が明確にあるということと考えてよいか。

川上：そのとおり。ただ、懸念点としては、その個々の基準の適合状況について確認してますよねと言ったときに、どういうものを持ってきて確認しているかというのは、認証機関や委員会、私たちが判断しているわけではないので、その基準との整合性の判断がいい加減だと、別紙1で確認していても、それも大丈夫ですかという話にはなる。

萩井：別紙1のプロセスのところで、デューデリジェンスという観点から気になる表現が結構あり、「証明を行う」とか「証明しななければならない」というところだが、これは逆に言うと証明書があればいいですよということになってしまうので、これがスタートラインでそれ以上のチェックは自分の責任で行うというニュアンスの方がより安全かと思う。

河野：ご報告に感謝。報道等の情報から、この木材調達基準を検討する際に、先ほど NGO の方々がご指摘されていた部分というのは、すでに顕在化していたという風に受け取っていて、それを織り込み済みで、木材の調達基準が検討されたと理解していた。実際のところは、ご指摘されているような状況が事実なのかどうかははっきりわからないが、私たち一般国民からすると、こ

の3のような認証材がそうではない材よりも一定程度は担保されているというように理解せざるを得ない。3という基準が置かれていることで、少なくとも持続可能性に配慮したということが、一定程度の価値を持つのではないかという風に思われるが、2年前に調達基準を検討されたときに、今のような南洋材に対する様々な懸念点というものに対して当時どのように皆さんが理解され、どのようなやり取りがあり、パブコメもとられたということだから、こういったことに対してどう対処されたのか教えてほしい。

事務局：当時の議事録を確認しなければならないところもあるが、NGOの方からもヒアリングをしたと思うし、木材というところに、持続可能性ということを求めていくのにどういうことが大事なのか、確認するツールとしてどういうものがあり得るのか、という議論はしてきた。あまり、こういう企業はだめなんじゃないかとかという企業を評価するところまでは踏み込んだ議論はなく、調達する木材のプロダクトベースでどう確認し使っていくかというのが、多かったと思う。あと、認証がどのくらい普及しているのか、特に型枠では認証のものがなかなかないとか、再使用のものをどう位置付けるか、型枠合板のグリーン購入法による合法性証明を求める取り扱いが始まるというタイミングなどいろいろ加味しながら議論してきたところ。熱帯木材というところにもものすごくフォーカスして議論したということはないと思うが、基本的なところは大体抑えながら議論できたと思っている。

河野：この2年間、木材の調達基準を公表して使ってきたわけだが、先般の紙の基準の検討では、先ほどご紹介にあった林野庁さんの方では、クリーンウッド法等を新たに定めた。オリンピック・パラリンピックにおいて、持続可能性という視点を社会に公表することが、行政の政策も引き上げるというか、前進したということを見ると、2年前に示されたこの調達基準が、社会に対するアピールになっていて、2年間の取組はそれなりの効果をあげているのではないかと受け止めをしている。南洋材の使用が生産現場に影響を与えているかもしれないということに対しては、大変心が痛い問題であると思うので、この調達基準が持っている脆弱性というリスクな部分に対する検討は必要だと思うが、調達基準を公表したことにおける社会への影響力というのは、私は、一般国民としては評価したい。

小西：私の記憶では、当時から特に熱帯産の型枠については非常に大きな論点になっていたかと思っている。当時はまだ、WGの議論が公開されていなかった時だと思うので、木材コードは最初にできたものであるし、議事録はおそらく一言一句では残っていないと思うが、当時からこの特定の地域のガバナンスが効いていない途上国の政府認証に関しては、問題のある産地のものが含まれて、問題のある企業のものも含まれているということについては、最初からすごく懸念材料だったし、それをどう排除するかはすごく論点となったと私は思っている。その時に、3番のFSC、PEFC、SGECによる認証については「適合度が高いものとして原則認める」と最終的に「原則」を入れるのが精いっぱいだった記憶がある。本当だったら、この5つのコードの内容についてFSCとPEFCと比較して、PEFCでここはどうしても弱いというところは、追加できちっとそれを満たしているということを出したうえで、やるということまですごく話し合った記憶がある。結局、最終的には、FSC、PEFC、SGEC認証材のそれぞれの比較というものは、非常に困難で、その時は日比野さんがすごく細かい表を作ってくれて検討して、結果として原則認めるみたいなことに落ち着いたと記憶している。その時からすでに、ガバナンスの効いていない国と噂されている企業のもの、特に木材の場合は、事業者のリスクが大きかったのかな

とっていて、このせっかく作ったガイドラインでいかにリスクを排除するかということはいかに組み込めるかということが、心を砕くところだったのかなとっている。今回、幸いなことに PDCA サイクルに乗かって、見直しの議論が始まったと思うので、今回はぜひ、前回に詰め切れなかった論点をここで押さえられるように改善点に知恵を絞っていききたい。認証材の比較とかができればいいと思うが、前にそれをすごくやっただきさって、その結果としてこうなっているの、今この中で、どうすればそれが改善できるかっていうことでお知恵を拝借できればとっている。みんな考えていければとっている。

石崎：やはり、今日お見せした資料だけでも、認証それぞれの違いは明確に出ていて、まず、認証の元の文自体を読み込んで、それだけでも抜け穴っぽい文章が読み取れたりもするが、それだけではさすがに難しいので、今日紹介した NGO のガイドとかを見ながら調べていけばそれなりに違いというのが出ているのかなと思った。海外だとかなり詳しく調べている文献などもあるので、そういったところを読み込むと認証においての違いが見えてくるのかと思う。パーム油も認証があるが、かなり差があるし、今は海外の NGO なんかは結構調べて載っているの、そういった文献もあるんじゃないかなと思う。

肥後：初歩的なことだが、川上さんの話の中で、インドネシア、マレーシアで違法伐採と見なされているものの木材の割合はどの程度なのか教えてほしい。昔は大変な問題になっていた頃があるが、現状を認識する上で、実際にどのくらいの割合なのかということと、私ども業界の立場から言わせていただくと 100%徹底的に元がしっかりしていると確認する必要性とそれにかかる手間、経費と効果を比較していかなければならないので、何をどこまでやるとどのくらいリスクが下げられるのかということ、なかなか難しいと思うが、そういう目安を NGO としてどのように考えておられるのか。それから、石崎さんのご報告の中で、文書の中に FSC の方にも先住民の権利がおざなりになっているという文言が入っていて、私としては意外だったので、この辺の状況について説明を加えていただければと思う。靱井さんの話の中に日本製紙連合会の仕組みの図があったが、実際にマニュアルになっていて、それをどこまでどう採用するかはそれぞれ会員企業の判断ということなのだが、どのくらい遵守されているか。要するに、仕組みができてそれがどのくらい守られるか、今日の議論もそこになってくるのかなという気がしていて、そこがわかれば教えていただきたい。

川上：ざっくりとした数字しかない。なぜかという、これが違法だとはっきりわからないから。リサーチャーがこういう前提で、こういう過程で、こういう風にやったという数値はある。が、ざっくりどのくらいかという数字は、さっき何割とか書いてあったが、そういうものしかない。主観的にそれを言っても仕方ないので、ただ、お話しした通り、許認可レベルでの問題があるものを含めると相当な数になる。許認可レベルの違法性については、例えば、インドネシアの中のスマトラのリアウ州とか、東カリマンタン州では、知事が汚職で捕まっているし、それはコンセッションを発給することに関連してだが、そこまでいかななくても、問題点を指摘されていることはある。アウトになったのはその2つ。そういう状態なので、全部が全部だめとは言えないが、構造的なものなので、それをどう勘案するか。私としては、数字がこうですと言えず、そうした数字は持っていない。サラワク州の先住民の権利が侵されている、構造的なものなので、ひとつひとつ声をあげている人もいるし、いない人もいる。訴訟をしている件数も 200 件とかある。少なくともそこは問題と考えられる。同じ構造はあるので、それは、違法かとい

うか人権侵害として評価しなければならないのかと考える。本当にそこまで避けてやるのであれば、リスクアセスメント上、情報収集して確認しないと手が付けられないところとご理解いただき、その中で、認証というのの一つ、FSCでも、後で言うが、認証でも問題のある認証機関があって、それが先住民族の権利に対する理解が不足していて、OK出しているケースもある。それを私たちがホームページに出して、改善をするということをやったりしているが、そうやって選んでいくということしかない。あるいは、SVLKというの、国のシステムとしてあり、合法性が確認されたものとしてEUも認めて出ているが、JPIKというSVLK制度の中の外部機関としてチェックするNGOがやっているネットワークが調べてみると、ノンコンプライアンスが結構出ている。であれば、少なくともそういう指摘がされていないもの、NGOなどに確認して、認証というのの一つの手なので、FSC認証取っていて、周りの情報聴いてみて大丈夫と確認できるものというのが一番手っ取り早い確認方法かと思うがそこまでしないとなかなか、難しい。腐敗の件では、PEFCとFSCでは、発行過程の妥当性というところにFSCは基準が入っているが、PEFCはないので、許可書が出たらOKという確認しかない。FSCは基準としては入っているという意味で差があるので、そういう形で確認という風にインドネシアの場合はいろんな情報収集しないと難しい。ただ、サラワクについては構造的な問題があるので状況は難しいが、インドネシアはきちんと選ぶことによって何らかの対応は可能だと思う。政府もそれなりに頑張っているので、選んでいいところで見つけるという努力が必要だが、サラワクについては、政府も動いてはいるが、まだまだちょっと見極めがつかないのかと思っている。

石崎：FSCの問題について。ここで引用したのはFSC WATCHというウェブサイト。これによるとFSCをウォッチする独立した組織。記事がいくつかあって、最近のものだとウガンダのコミュニティに対してFSC認証を取った企業が問題を起しているんじゃないかというもの。実際はわからないが、そういった記事が集まっている。基本的に先住民、もともと熱帯林に、そこで生業を行っていたところに企業が入ったら、少なからずいくら企業がいい経営をしたとしても問題が起り得ると思っていて、グリーンピースが今年FSCのメンバーから抜けたのも、レジュメに書いたとおり、民主的及び市民社会の機関が弱く汚職の危険度の高い地域で、森林の保全とより広範な社会的便益を提供するという目標に達しなかったことという風に言っているので、この問題というのは非常に難しい問題なのかなと思う。私としては、FSCでも問題あって、ほかは言わずもがなという感じの認識でいる。

梶井：1番目の質問のどこまでどうマニュアルを採用するかというところだが、説明不足だったが、先ほど出していたフローチャートはシンプルにした形のもの。それを自社に持ち帰り、すでに調達基準やサプライチェーン管理をなさっているので、ここにあうように落とし込んでいただくというところで、その運用や細かい部分は各社で異なるものをされているが、どのくらいやっているかというご質問は、クリーンウッド法の登録を製紙連合会は一括登録されたが、27社会員企業がやっている。

秋月：委員の皆様、ヒアリングにご協力いただいた3名の方に感謝する。

事務局には、本日のご説明やご意見を踏まえた論点の整理や次回以降のヒアリングについて検討していただきたい。

次の議事に移る。

3. 今後の予定について

事務局：次回のWGについて日時も含めて詳細は未定だが、木材の調達基準に関連したヒアリングを予定している。早めに調整したい。このほか、数点ご報告がある。調達コードに関しては、先般の理事会を経て、紙とパーム油の調達基準が確定し、これらを追加した調達コード第2版として公表していることをご報告する。委員の皆様のご協力に感謝する。また、本年4月以降、調達コードの通報受付窓口の運用を開始しているが、これを周知するためのチラシを作成している。資料4として配布した。今後ホームページにも掲載予定だが、ご紹介しておく。ホームページ掲載だけでなく、今後、様々な機会やネットワークを活用して広めていく予定。通報受付窓口の助言委員会の委員候補者については、現在、委嘱の手続き中であり、近いうちに公表できる見込み。